

いま、医療の職場は



加 藤 瑠 美 子

いま、医療の職場は「大幅な増員で人間らしい仕事を」の思いがうっ積している。

「日常の仕事に追われ、末期の患者さんに”看護婦さんにたのんでも何もやってくれない”といわれた、もっと責任のもてる看護がしたい」、「二人夜勤では、重症者が一人いるだけで手いっぱい。三人、四人の重症者はあたり前になっている状態では、頭も、体もパニック状態だ」、「外来も人手不足で変則勤務が月の半分もあり、子どもと家庭にしわよせがいつている。ゆとりがなく患者さんに聞かれてもキチンと対応できない」など、職場の切実な増員要求がだされている。

地域でも、ねたきりやボケ老人をかかえる家族は、「病人が病人を介護している。一日でもよい公的施設での介護を」、「相談にのってくれる医師、短期保護、ディケア施設を」と、切実な声をあげている。

厚生省は、これらの声を解決するかのように装い「良質な医療」を「効率的」に供給すると強調し、病院を「高次・専門病院」「一般病院」「慢性病院」区分するとともに、長期入院患者を病院より追い出し「在宅」へ。

「はい、まずい、冷たい」の病院給食を「見直す」と、複数メニューとあわせ患者負担と外部委託の導入、国立病院・療養所の切すて政策の推進につづ、医療の供給体制のいっそうの縮小・再編成をおしすすめ、医療保障の解体にむけての全体像を発表し、来年度予算での、長期入院患者のおい出し」の検討もはじまっている。

88春闘にむけ、国民健康保険の国庫負担の増額と「福祉医療制度」など、さらなる改悪反対し、医療や福祉を拡充するため「特別養護老人ホームやディケアサービスなど福祉施設の拡充を」「看護婦、保健婦、ヘルパーなど大幅な増員で、量・質の拡充を」の職場、地域からの「大運動を」の思いを強くしている。

(当研究所理事・愛知医労連書記長)

大隈鉄工所 吉川事件 最高裁判所判決をめぐって



名古屋南部法律事務所 弁護士 水野 幹 男

はじめに

本年9月18日 最高裁判所は大隈鉄工所社員吉川清氏が15年間にわたってその効力を争ってきた地位確認等請求事件について「原判決を破棄して名古屋高等裁判所へ差戻す」との判決を言い渡した。

この事件は、吉川清氏が大隈鉄工所に提出した退職願の効力をめぐって争われたものであるが、労働者にとって極めて厳しい判決で、従来の判例の流れにも逆行する、不当極まりない判決である。

事件の概要

吉川清氏は、昭和47年4月に大隈鉄工所（以下会社ともいう）に入社し、同期入社のU氏とともに非公然の活動をしてきた。ところが、U氏宅で「班会議」を開催したその翌日の9月25日より、U氏は会社を欠勤し、「失そう」し「行方不明」となった。会社は、U氏の「失そう」をきっかけに、吉川氏とU氏との関係を執拗に問いつめ、吉川氏に民青活動の自白を迫った。

人事部長以下人事課長2名は、人事

係員らが、4日間に亘り、早朝から深夜まで、吉川氏を文字通り「取り調べ」、自宅に帰った吉川氏を再度連れだし、深夜午前1時まで吉川氏を追求することまで行っている。

吉川さんが、民青同盟のことをあくまで隠そうとすると、これを逆手にとり、吉川さんに3回目の9月27日に至り「U君の失そう事件に関するお詫び」と題する書面を書かせ、末尾に「以上に書いた内容に偽りのないことを天地神明にかけて誓い、違約した時はいかなる処分をも受けたいと思います」と記入させた。人事部長は、その上更に追記として、「なお、上記内容に偽りのあったことがわかった場合は、会社の処分を受ける前にいさぎよく自分は身を引きたいと思います」という一文を書き加えさせ、吉川氏にこれを読み上げさせ、指印までさせている。

ところが、翌9月28日に至り、会社はあらかじめU氏宅の自宅と寮から入手していた吉川氏とU氏との民青班会議のノートなど民青関係資料を吉川氏に突きつけ、「民青のことを隠していたから約束どおり辞めてもらう」と責めたて、退職願を書かせたもので、

その手口は警察による犯罪車の取調べを思わせる巧妙さである。

当時入社して5ヶ月、いまだ実習生の身分であった吉川さんは机帳面な性格から、9月28日午後5時過ぎに、会社に言われるままに退職願を書いたものである。

吉川氏は退職願を書いたその日の夜法律事務所を訪れ、翌朝出社と同時に退職願の撤回を申し出たが、会社は全く取り合おうとしなかった。

第1審判決・勝訴

名古屋地方裁判所は、昭和52年11月14日、吉川氏に勝訴の判決を言い渡した。

その理由は、吉川氏が退職願の提出に当たり民青活動を隠していたことは、詫び書きの「偽り」に該当しないにもかかわらず、これが「偽り」に該当すると錯覚し、退職の意思表示をしたものであるから、動機の錯誤があり退職の意思表示は無効と判示した。

第2審判決も勝訴

第2審である名古屋高等裁判所は、退職の意思表示に動機の錯誤はないが、人事部長による本件退職届の受理はなされたものの、会社による承諾は未だなされていないので、翌朝になってなされた退職願の撤回は有効であり、労働契約は継続していると判示した。

最高裁判決

ところがこれに対して最高裁判所は人事部長の退職願の受理によって、労働契約の解約の申し込みに対する会社の即時承諾の意思表示がなされたとして二審判決を破棄して、事件を名古屋高裁に差し戻したものである。

従来の判例の流れ

これまで判例では、退職願の提出＝労働契約の解約の申し込みは使用者の承諾の意思表示がなされるまでは信義誠実の原則反するといった特別の事情が存しない限り、いつでも撤回できるとしているが、他方「承諾」の意思表示については厳格に解し、人事の責任者による受理は「承諾」に該らないとしてきた。

これに比し、本件の最高裁判所判決は、人事部長による「承諾」を極めて緩やかに解しており、従来の下級審の流れを変えようとするものである。

このような最高裁判決の考え方が確定すれば、退職願の撤回が認められるケースはほとんど無くなるであろう。

また、公務員について、退職辞令が発令されるまでは、退職願について撤回を認めてきた従来の最高裁判決とも権衡を失するものというべきである。

吉川氏の場合も、退職願を提出したものの退職願の撤回を申し出た9月29日時点では、給料の清算、退職金の

(5頁・右列につづく)

第4 1 回定例研究会の報告 (11月24日)

知多半島にみる産業空洞化

と 中部財界の戦略と政策

をまなぶ

さいしょに、統一労組懇の阿部精六さんより「知多半島にみる産業空洞化の実態」と題する報告をいただいた。

今年2月以降、知多半島で取り組んできている、くらし・雇用・地域経済を守る運動について具体的な例を示しながら、生き生きとした実態が報告された。

第1に、大同特殊鋼、新日鉄、石播をはじめとする11の独占企業の中での円高を口実にした人べらし「合理化」の実態、第2に、東海民商の人たちが中心に行なった中小業者の実態調査、第3に、地元商店街の人たちとの話合いにより明かにされた、地域経済への影響、第4に、新婦人と協力して地域で懇談会を開き、生活の変化を調査したこと、また、愛高教や小中あり方懇の先生たちと共に授業料滞納などきょういくへの影響調査、など知多半島5市5町にわたる雇用と生活の状況が話された。

その中で、たとえば、新日鉄ですすめられているこの3年間で2,400人を解雇するという大「合理化」、賃金体系の変更を中心とする労働条件の改悪、さらに鉄部門を縮小しその他の自動

車修理、工場給食など、新規事業の拡大など、労働者と地域の中小業者を犠牲にする計画が実施されてきていること、また、NTTでは美浜と南知多の営業所を無人にするという計画が進められており、雇用と同時に住民サービスの低下も生じてくる、などという例が紹介された。

つづいて、東海自治体問題研究所の山崎丈夫さんより「中部財界の戦略と政策——東海地域の主要開発構想と課題」と題する報告をいただいた。

報告の内容は、1、名古屋圏の位置の低下 2、「産業首都」づくりをめざす地域開発の構図 3、大規模開発の問題点、である。

まず、1では、名古屋圏が経済・行政・文化の各中枢管理機能でみて東京圏や大阪圏と比べてはるかに規模が小さく、それゆえ3大都市圏の1つとしてではなく、地方中核都市として位置づけられること、しかし、こうした事態に対して中部財界が激しく反発していることが説明された。

2では、名古屋圏が4全総で産業首都圏と位置づけられているため、これ

にそって地域開発を進めていくのだが、そのさいの戦略としては、①先端技術産業の誘致 ②民間活力による都市改造の2つがあり、こうした戦略を推進するインパクトとして、中部新国際空港や伊勢湾岸道路といった大プロジェクトを誘致するという構図になっていると説明された。そして、地域開発の中心課題としては、名古屋を中心にした環状・放射状の高速輸送と情報通信をもつ都市ネットワークという東海環状都市帯構想、その中心事業である東海環状道路の整備が置かれていると説明された。

3では、東海環状道路の整備によって50 Km圏にまで拡大させることには無理があること、つぎに、先端産業の誘致が結果としてトヨタ系企業の基盤拡大にしかならないこと、第3に、先端産業の誘致が雇用や地域経済の拡大に結びついていないこと、第4に、中部新国際空港や伊勢湾岸道路など国家的プロジェクトの誘致は、地元の負担が莫大であることなど、いくつかの問題点が指摘された。

さいごに、財界主導の地域開発に対して、地域住民の生活を大切にしたい地域開発を対置することの重要性が議論された。(渡辺)



(3頁からのつづき)

支給、社会保険手続き等退職に伴う諸手続きはほとんど未了のままである。

これで、どうして会社による承諾があったといえるのか、全く不可解という他はない。

名古屋高裁差戻し審への支援を!

本件は実質的には、思想信条を理由とする解雇に他ならない。退職願の提出という形式をとった解雇事件である。

大量の人員整理が行われるケースでも、実質的には、一方的な会社による解雇でありながら現実には、ほとんどの会社で、退職願を提出させているのが実状である。それは、後になって解雇の効力を争わせないための予防策にすぎない。

本件最高裁判決は、このようなこのような合理化にともなって現に行われている使用者の悪質な手口に、お墨付きを与えるものといっても過言ではない。

吉川氏が解雇反対の運動に立ち上がって15年。闘いの舞台は再び名古屋高等裁判所に戻った。

本事件は、公安警察並の謀略によって吉川氏に退職願を書かせたもので、その手口のひどさは際だっている。

ひとりでも多くの労働者に事実の真相を知っていただき、これまで以上のご支援を切にお願いしたい。

(当研究所理事)

(6)

定例研究会の案内

第43回

と き・・・1月 23日(土)

午後 1時から

ところ・・・名古屋市婦人会館

(地下鉄・東別院下車 東へ)

テーマ・・・

シンポ……88年愛知の労働運動

＜春闘再構築と右翼再編阻止を＞

報告者 統一労組懇

愛知労研センター

国労名古屋地本

中小労連または

機械金属連絡会

(一部、交渉中)

*会員外は、会場費 500 円

88年1月の主な行事

＜研究所＞

9日(土) 午後5時から

理事・所員新春懇談会

・居酒屋「金山銀座」

・会費・とりあえず3,000円

＜統一労組懇＞

15.16日 88春闘・臨時総会

犬山市・犬山館

＜定例研究会の予定案内＞

第44回・2月20日

テーマ・賃金体系改悪問題

＜新日鉄、NTTにみる＞

第45回・3月19日

テーマ・労基法改悪法施行を前に

愛知労問研・研究部会

発足一番乗り――

婦人労働問題研究会

11月30日に、婦人労働問題研究会の準備会が開かれました。弁護士の渥美さん、学習協の海保さん、医労連の加藤さん、名古屋市職労婦人部の駒田、伊藤さんらがあつまって、研究会のもち方などを相談し、研究会を発足させることを決めました。

第1回の研究会をつぎのようにひら

31日 西三河統一労組懇主催

「トヨタ・シンポ」

豊田市内

2月11日 トヨタ総行動

＜学習協＞

17日 学習協・学習びらき、勤通

大開講式 午後1時 自治労会館

講師 労教協 辻岡 靖仁

くことにしました。

1月14日(木)午後6時30分
名古屋市婦人会館(地下鉄・東別院
下車、東へ)

テーマ・・愛知の婦人労働者の労働
と生活

①婦人労働者の労働時間と
生活時間

②新婦人のアンケートにみ
る労働と生活

なお、「婦人労働問題研究会」では、
「今日の婦人労働ーパート・派遣の
仕事と生活」をまとめようと意欲的で
す。



＜愛労評＞

29日 常任幹事会

2月3日 拡大幹事会

18.19日 春闘決起・討論集会

*会員団体の日程などを研究所あてお
知らせください。紹介します。

・・・運動史研究会も

1月9日(土)午後1時半から
「婦人会館」で準備会をひらきます

婦人労働研究会につづいて、「運動
史研究会」をスタートさせようと、準
備の集まりを呼びかけています。

研究会の構想は、当面、戦後の労働
組合運動にスポットをあてた研究を考
えています。具体的なテーマや、当面
の研究課題について、準備会で相談し
ます。

会員の皆さんはもちろん、会員外の
皆さんにもふるって参加していただ
くようおさそいください。

・・・経営分析研究会も準備を
はじめました。

研究所(センター)の
年末・年始について

研究所(センター)は
年末は、12月28日午後3時まで

.....

年始は、1月6日(水)
午前10時から

皆さん、88年は研究所飛躍
の年となるよういっそうのご
協力をおねがします。

愛知の労働運動・・1987年11月

- 3日 西三河統一労組懇が年次総会
- 5日 労働者・中小業者決起集会
・中京女子大で3教授賀「不当処分を撤回せよ」と抗議の座り込み。1/24-27は、組合員が交替で指名スト
- 7日 国労名地本第43回定期大会（一8日）
- 8日 石川合板労組30周年記念レセプション
- 10-13日 「くらし・福祉・地方自治を守れ」と87市町村へ、申し入れキャラバン
- 11日 名南西統一労組懇総会
・たちばな事件、中電人権裁判、中川民商浅井事件の「公正裁判を要求し」400人参加で、昼休み集会、デモ
- 13日 春日井小牧統一労組懇が「労働学習会」400人参加。
- 15日 入試複合選抜阻止へ大合唱。私学フェスティバル大集会に3,000
- 18日 労戦右翼再編反対・春闘再構築をめざし「愛知県労働者・労働組合決起集会」1,200人参加
- 20日 11.20秋の総行動。連合結成反対・たたかう労働組合の力を強く、県下71ヶ所で早朝宣伝。県、各企業に申し入れなど終日行動
・国労名地本がJR東海の不当労働行為に抗議し、座り込み
- 21日 豊川高校・金城先生の不当解雇撤回で3,000人参加
- 22日 「くらし・福祉・地方自治を守る県民集会」に3,500人

愛知の政治経済・・1987年11月

- 13日 名古屋市、市バス・地下鉄料金の値上げ案発表。平均市バス12.5%、地下鉄12.0%、来年4月実施
- 17日 名古屋市と愛知県が、名古屋市圏の地価上昇に対処するため、中、中村、東、千種、名東の5区、長久手町を、土地取引の「監視区域」に指定。来年1月から施行。
- 18日 「愛知県産業間雇用問題協議会」第2回会合、5月以来のあっせんの成果は予想を上回る48人、出向受け入れ業種も拡大。
・東海財務局、管内証券会社22社の9月期決算まとめる。空前の株ブームにより、営業収入前期比53.0%増で過去最高。経常利益同86.5%増、当期利益同103.8%増で、いずれも5期連続最高記録を更新。
- 21日 豊田市幹部、土地購入とからんだ贈収賄事件で逮捕。
- 24日 愛知県、49施設の使用料値上げ(来年7月から平均21.3%)工業用水道料金、県立大学・短大の入学検定料、入学金の値上げ(来春から)を発表。
- 25日 県労働経済調査室が中小企業の賃金実態調査、平均賃金の伸び率前年比2.8%で過去最低、時間外賃金マイナス、女子パートは、労働時間も賃金も、前年を下回る。
- 28日 日本車の対米輸出にからむ”日米税金摩擦”決着。愛知県がトヨタに数10億円の税金を還付。